店頭通貨バイナリーオプション取引約款

Terms and Conditions – OTC Currency Binary Option Trading

(本約款の趣旨)

第1条 この約款(以下「本約款」といいます。)はお客様が、Binary 株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う店頭通貨バイナリーオプション取引(以下「本取引」といいます。)に関して、当社の取引システム(以下「本システム」といいます。)によりお客様に提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の特徴、仕組み、取引条件、リスク、並びに本取引における権利義務関係に関するお客様と当社との間の取り決めです。

(リスクの確認と自己責任の原則)

第2条 お客様は本取引を行うにあたり、取引説明書および本約款の内容、本取引の仕組み等を十分理解し、またその内容を承諾し、次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解したうえで、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の判断と責任において取引を行っていただくものとします。

- (1) 原資産である外国為替相場の変動リスク及び金利変動リスクがあり、お客様の予想がはずれた場合は、投資した金額を失うこと。(為替変動リスク、金利変動リスク)
- (2) 主要外国為替市場の休場日、経済指標の発表前、ニューヨーク市場の金曜午後等は流動性が低下するため、価格提示が拡大または困難になり購入または売却ができなくなるリスクがあること。(流動性リスク)
- (3) システム関連機器、通信関連機器等の障害・故障等のトラブルにより取引に制限が生じたり、お客様が意図した取引ができなくなる可能性があること。(システムリスク)
- (4) 当社の経営・財務状況等の変化、または当社のカバー先及び取引先金融機関の破綻等による信用リスクが伴うこと。(信用リスク)
- (5) 政治、経済、経済情勢、天変地異、戦争、法令・規制等の変更により取引に制限が生じたり、金銭授受の遅延が生じるリスクがあること。
- (6) 本取引は、確実に利益が得られたり、元本の保証が約束されるものではなく、オプション 購入合計金額の損失が発生すること。
- (7) 本取引は、購入レート(購入価格)と売却レート(売却価格)とにスプレッドがあること。
- (8) 取引に異常が生じた場合もしくはそのおそれがある場合、または当社のカバー先の価格配信に異常が生じた場合もしくはそのおそれがある場合に、取引の停止・中止・取消を行う場合があること。
- (9) 本取引では、お客様の過度な取引を防止するため当社の判断で取引限度額を定め、その限

度額に達した場合には取引を受け付けない場合があること。また、各口座において通常では予想し得ない利益が生じた際、当社はその調査のために取引を一時停止する権利を保有していること。

- (10) 購入したオプションは、原資産である外国為替相場等の動きを受けて価格が変動するため、価格が下落した場合、権利行使前に売却を行ったとしても損失が発生する可能性があること。
- (11) 本取引のお客様の口座番号、パスワード等はお客様が自己の責任で管理する必要があること。第三者がお客様の口座を利用して取引をした場合もその責任はお客様にあり、当社は一切の責任を負わないこと。
- (12) 上記に掲げたリスクは、店頭通貨バイナリーオプション取引の一部であり全てのリスクを網羅しているものではないこと。
- (13) 店頭通貨バイナリーオプション取引は、多額の損失を伴う取引をお客様自らの判断と責任のもとで行うものであるため、当社からの取引説明書、本約款のみに準拠することなく、専門家(弁護士、税理士等)の助言を得る等しながら、お客様の知識、経験に基づき資産状況、投資方針等に見合った取引を行うことが肝要なこと。

(口座開設の適格要件)

第3条 本取引のための口座を開設するにあたっては以下の各号の基準を満たしたうえで、知 識確認テストに合格する必要があります。

- (1) 店頭金融先物取引について相当の知識があり、取引の仕組み等を十分理解していること。
- (2) 所定の取引時確認が行われていること。
- (3) 当社との取引において、インターネットでの取引が利用できること。
- (4) 固有のEメールアドレスがあり、当社からの通信を常時確認することができること。
- (5) 報告書等が全て電磁的な方法により交付されることに同意していること。
- (6) 年齢が 20 歳以上 75 歳未満であること。ただし 75 歳以上のお客様に関しては、面談もしくはそれに準じる手段により、適正な投資判断能力があると当社が確認して承認した場合を除く。(個人の場合)
- (7) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、生活保護法適用者でないこと。
- (8) 日本国の居住者であること。
- (9) 反社会的勢力に関与していないこと。
- (10) 金融先物取引業者又は官公庁において、店頭デリバティブ取引に関わる業務を担当する者でないこと。(個人の場合)
- (11) マネーロンダリング等の違法行為、公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑い

- のある取引に利用するために取引を行おうとする者でないこと。
- (12) 年収が100万円以上あり且つ金融資産100万円以上を有すること。
- (13) その他当社との取引にふさわしい者であること。

(取引時間)

第4条 本取引の利用時間は、当社が別途定めるものとします。また、利用時間内であっても、 通信回線及びシステム関連機器等の瑕疵または障害等やむを得ない事由が発生した場合は、当 社は予告なく本取引のサービスの全部または一部の提供を一時的に中断、または中止をするこ とができるものとします。

(取引レート(取引価格))

第5条

- 1. 取引レートは、銀行間取引市場において取引されている直近の為替レート、権利行使価格(ストライク・プライス)、相場変動率(ボラティリティ)、権利行使期間、原資産となる対象通貨のそれぞれの金利に基づき、当社独自の計算方法に基づき算出の上、お客様に提供するものとします。
- 2. 本取引における取引レートの算出は随時行われます。
- 3. 本取引における取引レートの表示は、算出後、随時更新されます。
- 4. 本取引における取引レートは、お客様もしくは当社側の通信回線の予期せぬトラブルにより表示が遅延、もしくは表示が更新されない等の制約を受ける場合があります。
- 5. 本取引における取引レートが、誤った銀行間取引市場の為替レートを元に算出された場合もしくは何らかの理由で算出に使用されるべき本来の計算式、価格変動要因が使われずに算出され提供された場合は異常価格(バッドティック)とみなし、これによって成立した取引は全て無効とさせていただきます。また、同一回号、同一通貨ペアにおいて権利行使条件が同一となっているコールオプションとプットオプションの取引レートの合計額がペイアウト額と極端に乖離していると当社が判断した場合も異常価格とみなします。

(取引注文)

第 6 条 お客様は、当社のウェブサイトからログインし本取引に係る注文を行うものとし、お客様もしくは当社側において通信機器関連の障害等が発生した場合を含め、前記以外の方法による注文の受諾は行わないものとします。

(注文の指示)

第7条 本取引において、お客様が当社に対して注文を行う場合、原資産、購入・売却の別、 取引ロット数、権利行使価格、回号、その他お客様の指示によることとされている事項を、必 要に応じお客様が当社に指示するものとします。

(取引の成立)

第8条

- 1. 当社は、お客様から受けた注文を社会通念上合理的な時間内に成立させるものとします。 お客様はこの処理時間について、当社が通常の処理を行う限り異議を申し立てないものとしま す。
- 2. 本取引において、お客様が権利を購入した場合、当該権利の購入金額(オプション料)は直 ちにお客様口座の残高から減算されるものとします。
- 3. お客様が発注した時点で、他のお客様の注文を当社が先に受注した場合は、取引を成立させる約定処理に劣後が生じ、お客様に不利な価格で約定される場合があります。お客様は予めこれを承諾するものとします。
- 4. 約定レートは、お客様が発注した時点で提示されていた取引レートと差異が生じる場合があります。
- 5. 銀行間市場において為替レート等が提示されない等の理由で、当社が取引レートを算出できないときはお客様の注文を受け付けることができない場合があります。

(取引の制限)

第9条 本取引に係る取引数量ならびに取引上限は、当社が別途定めるものとします。

(取引銘柄)

第 10 条 本取引に係る取引銘柄は、当社が別途定めるものとし、当社が本取引の注文の受諾を 停止することが必要であると判断した場合、その銘柄は取引ができなくなるものとします。

(取引機器等の環境)

第 11 条

- 1. 本取引は、インターネット回線を通じて行う非対面取引であり、お客様自身が PC もしくは携帯端末の操作に熟練している必要があります。
- 2. 本システムを利用するために必要な PC もしくは携帯端末等、インターネット回線、その他 設備等はお客様の費用負担と責任において準備のうえ、これを維持するものとします。
- 3. 本システムの規格変更あるいはその他の理由により、お客様が使用している PC もしくは携

帯端末等、インターネット回線、その他設備が本システムに対応することが不可能になった場合は、お客様の費用負担と責任において本システムに対応したものを準備するものとします。

(決済方法)

第12条 本取引の決済は、判定時刻もしくは取引期間中における権利行使(自動)又は反対売 買により差金決済により行うものとし、受渡通貨は日本円のみとします。

(決済条件の変更)

第13条 天変地異、経済事情の変化、相場の激変等やむを得ない事由に基いて、当社が本取引 について判定時刻、判定期日等の決済条件の変更を行った場合には、お客様はその措置に従う ものとします。

(取引内容の照会)

第14条

- 1. お客様は、本取引に関する取引注文の内容、約定内容を、本システムを通して照会することができます。
- 2. 取引注文の内容、約定内容については前項の方法でその取引の都度、お客様自身で確認するものとします。
- 3. 前項の内容に疑義が生じた場合は、注文日時もしくは約定日時より 24 時間以内に当社にお申し出ください。24 時間以内に取引注文の内容、約定内容にお申し出がなかった場合は、それらに異議がないものとします。
- 4. 前項の申し出があった場合において、当社による調査の結果、当社にシステム障害等、取引注文の内容、約定内容に疑義が生じうる特段の事情がなかった場合にはその旨をお客様に報告し、これをもってその取引注文の内容、約定内容に疑義がなかったものとします。

(預託金の入金と返還)

第 15 条

- 1. 本取引口座への入金の反映は当社が指定する口座へ、お客様ご本人名義の金融機関口座より入金が確認され、当社が処理を完了した時点で反映させるものとします。また、入金の効力は、当社が処理を完了し本サービスを通じて本取引口座に反映させた時点で発生するものとします。
 2. お客様は当社が別途定める出金可能額の範囲内で、預託金の全部又は一部の出金をすること
- 2. お客様は当社が別途定める出金可能額の範囲内で、預託金の全部又は一部の出金をすることができます。ただし、当社店頭バイナリーオプション取引口座から直接出金することはできません。

- 3. お客様から出金可能額の全部又は一部の返還請求の手続きがあった場合、当社は請求日から 原則 5 銀行営業日以内にお客様ご本人名義の指定金融機関口座に送金するものとします。
- 4. お客様から出金可能額の全部又は一部の返還請求を当社が受け付けた後、当該返還手続きを行う際にお客様の本取引口座に債務が発生している場合、当社はその裁量で返還処理を中止することができるものとします。
- 5. 当社が、通常の手続きに従って振込みを行ったにもかかわらず着金に遅延が生じた結果、お 客様に損失又は損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(手数料)

第16条

- 1. 本取引における取引手数料は無料です。
- 2. お客様が当社に振込を行う際の振込手数料はお客様の負担とし、当社がお客様の金融機関口座へ振込を行う際の振込手数料は当社負担とします。万一、当社が相当の手続きをしたにもかかわらず、名義相違等で振込ができなかった際の手数料はお客様の負担となります。
- 3. 当社が別途定める期間、新規取引、決済取引が行われなかった場合、口座維持管理手数料(年間 2,500 円)が必要となります。

(遅延損害金の支払い)

第17条 お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠った時は、当社は、履行期日の翌日より履行の日(ともに当該日を含みます。)まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(債権譲渡等の禁止)

第 18 条 お客様が当社に対して有する債権は、他に譲渡、質入れ、その他処分をすることができないものとします。

(届出事項の変更)

第19条 お客様は、当社に届け出た氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地その他当 社が定める事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の所定の方法でその旨の届け出を行うも のとします。

(取引口座の停止または解約)

第 20 条

- 1. 次の各号のいずれかに該当した時は、当社はお客様の取引口座の機能(預託金の入出金、取引注文等)の全部もしくは一部を停止できるものとします。
- (1) お客様が当社に対し、取引口座の停止の申し入れをした時。
- (2) 本約款および取引説明書の変更にお客様が同意しない時。
- (3) お客様が本約款の条項に違反し、当社がお客様の取引口座の停止を通告した時。
- (4) 当社が、お客様が本約款第3条に定める適格要件を満たさなくなったと合理的に判断した場合。
- (5) 店頭通貨バイナリーオプション取引口座が停止された時。
- (6) 当社により過誤入出金がなされた時。
- (7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると判断した時。
- 2. 次の各号のいずれかに該当した時は、お客様の取引口座は解約されることとします。
- (1) お客様が当社に対し、取引口座の解約の申し入れをした時。
- (2) 一定期間にわたり、取引口座の停止が継続した場合。
- (3) お客様が本約款の条項に違反し、当社がお客様の取引口座の解約を通告した時。
- (4) お客様が反社会的勢力の一員であると当社が合理的に判断した場合。
- (5) お客様がマネーロンダリング等の社会的秩序に反する取引等、不正な取引の手段として本取引を行っていると当社が合理的に判断した場合。
- (6) 当社が認めていないシステムツール等を用いて本取引を行っていると当社が判断した場合。
- (7) 当社が、お客様が本約款第3条に定める適格要件を満たさなくなったと合理的に判断した場合。
- (8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引口座を存続することが不適切であると判断した場合。

(利息)

第21条 お客様が本取引に際し、当社に差し入れる預託金およびその他の金員には、利息その他の対価は付さないものとします。

(期限の利益の喪失)

第 22 条

1. お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について当然期限の利益を失い、遅滞なく債務を弁済するものとします。

- (1) 支払いの停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあった時。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた時。
- (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された時。
- (4) お客様の当社に対する本取引に係る債権について差し入れている担保の目的物について差 押、または競売手続の開始があった時。
- (5) 住所変更の届出を怠る等お客様の責に帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となった時。
- (6) お客様が死亡した場合、または制限行為能力者となった場合。
- 2. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、遅滞なく債務を弁済するものとします。
- (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) お客様の当社に対する債務(本取引に係る債務を除く)について差し入れられている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があった時。
- (3) お客様が本約款またはその他一切の当社との取引約定のいずれかに違反した時。
- (4) 前3号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じた時。

(期限の利益を喪失した場合等における本取引の反対売買)

第 23 条

- 1. お客様が前条第1項各号のいずれかに該当した時は、当社が任意に、お客様が保有している ポジションの決済に必要な反対売買を、お客様に事前に通知することなくお客様の計算におい て行うものとします。
- 2. お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を 遅滞した時は、当社が任意に当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な決済を、お客様に 事前に通知することなく、お客様の計算にて行うものとします。

(債務不履行)

第24条 お客様が本約款に定める履行期日である本取引の受渡日を過ぎても債務を履行しない場合は、当社は第17条に定める遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(差引計算)

第25条

- 1. 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他の一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺できるものとします。
- 2. 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。
- 3. 前 2 項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間 の計算実行の日までとし、債権債務の利率及び遅延損害金の率については第 17 条に定める率に よるものとします。

(充当の指定)

第 26 条

債務の弁済または前条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるに足りない時は、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

(本サービスの変更)

第27条 当社は、お客様に事前に予告することなく本サービスの内容を変更できるものとします。

(報告書等の作成および提出)

第 28 条

- 1. お客様は、日本国の法令等に基づき政府機関等公的機関から当社に対してお客様の本取引に かかる内容等を報告する旨の要求があった場合、当社が提出することに意義のないものとしま す。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書等書類の作成に協力するものと します。
- 2. 前項の規定に基づく報告書等書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

(免責事項)

第 29 条

- 1. 次の各号に掲げる損害については、当社はその責めを負わないものとします。
- (1) 天変地異、政変、ストライキ、外貨事情または相場の急変、金融市場の閉鎖・混乱等の不可抗力の事由により、本取引の注文執行、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または

不能となったことにより生じた損害。

- (2) 外国為替市場等の閉鎖または規則の変更等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことによって生じた損害。
- (3) 電信、インターネット(回線の混雑を含みます。)、郵便の誤謬または遅延等の事由によって生じた損害。
- (4) 各国政府の法令等、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害。
- (5) 当社が本約款、国内法令等に従ってお客様の本人確認を行った上で、金銭の授受その他の 処理を行ったことに起因または関連して生じた障害。
- (6) お客様自身が入力したか否かを問わず、あらかじめ当社に登録されている口座番号、パスワード等の一致を当社が確認した上で行われた本取引等により生じた損害。
- (7) お客様の PC・携帯端末のハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、当社のコンピュータシステムもしくはソフトウェアの故障・誤作動、当社カバー先、市場関係者、第三者が提供するシステムやソフトウェアの故障・誤作動、その他本取引に係る一切のコンピュータのハードウェア・ソフトウェア・システムの故障・誤作動により生じた障害。
- (8) お客様が必要な確認をしなかったまたは注文ミスにより、当該注文が成立してしまったまたは成立しなかったことにより生じた損害。
- (9) 国内金融機関の祝休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じた損害。
- (10) 国内金融機関の祝休日または当社の取扱時間外のために、本取引に係る書通知が遅延したことにより生じた損害。
- (11) 当社もしくはお客様ご自身が設定した限度額を超えて取引を行ったことにより生じた損害。
- (12) インターネット及びコンピュータにおける固有のリスクにより生じた障害。
- (13) その他当社の責によらない事由により生じた障害。
- 2. 当社は次の各号に定める事由により、お客様からの注文が発注されなかったり、または誤発注されたことにより生じたお客様の損害について、当社は一切その責めを負わないものとします。
- (1) 当社の故意または重過失によらない、お客様・当社および当社のカバー先を結ぶ通信回線およびシステム関連機器等の瑕疵または障害。
- (2) 天変地異等やむを得ない事由による、お客様・当社および当社のカバー先を結ぶ通信回線およびシステム関連機器等の瑕疵または障害。

(通知の方法)

第30条 当社からお客様への通知は、原則として当社ホームページにおいて行うものとします。 ただし、当社が必要と判断する場合は、書面、電子メールまたは電話等の方法により通知する 場合があるものとします。

(通知の効力)

第31条

- 1. お客様の届け出た住所または事務所の所在地またはメールアドレス宛に、当社よりなされた 本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または 到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 2. 本約款における当社からお客様に対する通知は、本約款に別段の定めがある場合を除き、当 社ホームページ上で通知の内容を確認できる状態にすることをもって、通知したものとみなし ます。

(準拠法)

第32条 本約款は、日本国の法律を準拠法とし、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

(合意管轄)

第33条 お客様と当社との間に生じた本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(支配言語)

第34条 本約款およびいかなる追加の合意(現在および将来を問わず)は日本語で行われるものとし、その他の言語の翻訳は参照用に過ぎません。日本語版と他の言語版との矛盾・齟齬がある場合は、日本語版が優先します。

(約款の変更)

第 35 条

- 1. 本約款は、法令・条例の変更、監督官庁・自主規制機関の指示、その他当社が必要と認めた場合には変更されることがあります。
- 2. 本約款の変更がお客様に従来認められていた権利を制限する、またはお客様に新たな義務を 課すものである場合、当社は、原則として変更事項を当社ホームページに掲示する等、当社の 定める方法によりお客様にお知らせするものとし、所定の期日を経過してもお客様から異議の 申し出がない時は、本約款に同意したものとします。

(電磁的方法による報告等)

第 36 条

当社は、書面として受け入れるものに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき報告または届出を受けることができるものとします。この場合において、当社はお客様からの当該書面によるべき報告または届出を受け入れたものとします。

平成 28 年 9 月 20 日制定 平成 28 年 10 月 20 日改定